

亡くなった親の借金、払わないといけない？(相続放棄、限定承認)(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、亡くなった親の借金を子どもが払わないといけないのかということについて、お話をさせていただきます。

親が多額の借金を残して亡くなってしまって、子どもがその借金を払わなければならなくなった、というような話を聞くことがあるかと思います。

芸能人の方や、昔の偉人の話とかでもたまに出てきますね。それで若いときに苦労した、とかですね。

そもそも、親が他界したときに、その子どもが親の借金を引き継ぐことになるのか、という点ですが、これは日本の法律上、相続という制度がありまして、人が亡くなったとき、その亡くなった方の相続人は、亡くなった方の財産をすべて引き継ぐことになります。

この財産には、不動産や現金、株などのプラスの財産もあれば、借金や保証債務などのマイナスの財産も含まれています。

そして、マイナスの財産は、原則として、法定相続人という法律で決められた相続人が相続することになっています。

法定相続人は、例えば、子どもがいるときは、配偶者と子どもとなっています。

ですので、例えば、お父さんが多額の借金を残したまま亡くなってしまうと、原則として、お母さんとお子さんがその借金を相続分に応じて分割して引き継いでしまうことになります。

では、これは絶対に払わないといけないのか、というと、そんなことはありません。

そこで、相続放棄と限定承認という制度があります。

相続放棄というのは、相続を放棄することで、はじめから相続人でなかったことになり、プラスの財産ももらえないですが、マイナスの財産である借金も引き継がない、ということが出来ます。

限定承認は、プラスの財産の範囲でだけ負債を払います、という相続の方法です。

こうした方法によって、相続人が多額の負債を引き継ぐというのを防ぐことが出来ます。

ですので、亡くなった方の負債を家族が払わないといけない、ということは防ぐことが出来ます。

ただ、この相続放棄も限定承認も、原則として、相続開始というんですが、被相続人が亡くなったことを知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所で行う必要があります。

また、相続人の方が、被相続人の財産を処分してしまうと、法定単純承認といって、相続放棄も限定承認もできなくなってしまいますので、これも注意が必要です。

なお、ごくたまに、亡くなった方が相当時間がたってからその方の負債が明らかになることがあります。そういう場合には、3ヵ月経っていても、例外的に相続放棄が出来ることがあります。

ですので、相続放棄についてご心配の場合には、弁護士にご相談されることをお勧め致します。

それでは、今回も、最後までご覧いただき、ありがとうございました。